

# 鳥取県公報

平成23年3月18日(金) 第8278号

毎週火・金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	平成23年鳥取県山間集落実態調査の実施(140)(障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指都市計画事業の事業計画の変更の認可(143)(水特定非営利活動法人の設立の認証の申請(144)(土地改良区の役員の退任(145)(中部総合事務所指定居宅サービス事業者の指定(146)(西部総合	指定(141)(障がい福祉課)・・・・・2 指定の辞退(142)(")・・・・・3 k・大気環境課)・・・・・・・3 (東部総合事務所県民局)・・・・・・4 所農林局)・・・・・・・・・・4
$\Diamond$	教委	生示	指定介護予防サービス事業者の指定(147)(") 定例教育委員会の招集(4)(教育総務課)・・	
$\Diamond$	公公	告告	公の施設の指定管理者の指定(産業振興総室)・	, and the second
			猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部	

## 示

#### 鳥取県告示第140号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

平成23年鳥取県山間集落実態調査

2 調査の目的

過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域に居住する住民の日常生活の状況を把握し、これまでの中山間地域 振興施策の成果を分析し、次期中山間地域振興施策の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。

県内全域の山間集落のうち、谷地の最上流に位置する集落の世帯を対象とする。

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 家族の状況
    - イ 生活の範囲
    - ウ 世帯の収入
    - エ 住まいの環境及び暮らしの様子
    - オ 暮らしの安心
    - カ 家族の進学、就職及びUターンの状況
    - キ 将来の見込み
    - ク 山林及び農地の所有状況
    - ケ 情報通信の状況
  - (2) その基準となる期日

平成23年5月1日(日)

5 報告を求める者

約2,800世帯(全世帯)

6 報告を求めるために用いる方法

市町村職員が調査票を配布し、鳥取県職員が調査票を回収する。

- 7 報告を求める期間
  - (1) 調査票の配布の開始 平成23年4月中旬
  - (2) 調査票の回収の終了 平成23年7月31日(日)
- 8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

この調査の結果については、平成23年鳥取県山間集落実態調査報告書を作成し、公表する。

#### 鳥取県告示第141号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設を指定したの

で、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

d the	主たる事務所	指定に係る障害者	指定に係る障害者	施設障害福祉サ	<b>松</b>
名称	の所在地	支援施設の名称	支援施設の所在地	ービスの種類	指定年月日
社会福祉法人	西伯郡南部町	祥福園	西伯郡南部町福成	生活介護、施設	平成23年3月
祥和会	福成 3293		3293	入所支援	1 日

#### 鳥取県告示第142号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があった ので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名 称及び設置の場所	辞退年月日	施設障害福祉サービス の種類
社会福祉法人祥和会 西伯郡南部町福成3293	祥福園 西伯郡南部町福成3293	平成23年2月28日	知的障害者更生施設支援
ı,	わかとり作業所(大山分場、 フラワー分場及びコスモス 分場を含む。) 西伯郡南部町福成3292-1	II	知的障害者通所授産施 設支援

#### 鳥取県告示第143号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可した ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月18日

伸 鳥取県知事 平 井 治

- 1 施行者の名称
  - 岩美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道
- 3 事業施行期間

平成3年2月22日から平成27年3月31日まで (変更前 平成3年2月22日から平成23年3月31日まで)

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

追加する部分

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字浄玄及び字宮路並びに大字新井字下高山の各一部

削除する部分

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字城の谷口、字堤下、字甥子谷及び字坊谷、大字恩志字鎮坂、大字岩井字 若宮及び字若宮下並びに大字宇治字下香谷の各一部

変更する部分

鳥取県岩美郡岩美町大字岩本字烏縄手、字穴以後及び字町ノ上、大字牧谷字砂浜及び字市坂、大字浦富 字下前田、字下番原、字下町東側、字裏町、字柿ヶ岡、字上前田、字小堤、字加山、字姥ヶ懐及び字大切 戸、大字高山字下熊ヶ坪及び字九文田、大字新井字惣座、大字恩志字障子ヶ瀬、大字宇治字畑ヶ下及び字 湯ノ道並びに大字岩井字太田、字町田及び字藤ヶ森の各一部

#### 鳥取県告示第144号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年 5月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年3月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
  - 平成23年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ラ・ルーチェ「絆縁」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 上根 武也
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市湖山町西一丁目105-9
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、就労や社会参画など自立支援の必要な障がい者に対して、その必要とするカリキュラムやリハ ビリなどの提供を行い、一般企業への就労に対する理解を求め、採用活動を行うことにより、いかなる人も垣 根のない生活が保障され、かつ人間としての尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第145号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任 した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年3月18日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

監事藤井公男倉吉市関金町大鳥居802

平成23年3月3日退任

#### 鳥取県告示第146号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	1日 任 十 月 日	リーころの種類
株式会社ウェルネス	株式会社ウェルネス	米子市旗ヶ崎六丁	平成23年3月16日	福祉用具貸与、特定
湖北	湖北介護センター米	目 2 -47		福祉用具販売
	子			

#### 鳥取県告示第147号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	<b>有</b> 是平月日	リーころの種類
株式会社ウェルネス	株式会社ウェルネス	米子市旗ヶ崎六丁	平成23年3月16日	介護予防福祉用具
湖北	湖北介護センター米	目 2 -47		貸与、特定介護予防
	子			福祉用具販売

# 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第4号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成23年3月18日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見

- 1 日時 平成23年3月19日(土)午前10時~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成23年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について
  - (2) その他

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規 則(平成16年鳥取県規則第91号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

	管理を行わせようとする公	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所	指定の期間	
の施設の名称		の所在地	相足(/)期间	
	とっとりバイオフロンティ	財団法人鳥取県産業振興機構	平成23年4月1日から	
	ア	理事長 金田 昭	平成26年3月31日まで	
		鳥取市若葉台南七丁目 5 - 1		

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及 び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日時	場 所	受講 対象者
	平成23年4月14日	米子市上福原1266-4	八橋、米子、境港及び黒坂の各警
	午後1時30分から	鳥取県米子警察署	察署の管内に居住する者
経験者講習	午後4時30分まで		
<b>产</b> 一种 自	平成23年4月22日	鳥取市東町一丁目220	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の
	午後1時30分から	鳥取県庁議会棟2階執行部控室	管内に居住する者
	午後4時30分まで		

- 3 講習時間及び講習課目
  - (1) 講習時間 3時間
  - (2) 講習課目
    - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
    - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 3,000円

### (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

#### 6 携行品

筆記用具及び印鑑